

姫路獨協大学施設使用規程

(昭和62年6月18日制定)
改正 平成11年10月21日
平成14年11月21日
平成20年 9月18日
平成29年 6月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路獨協大学（以下「本学」という。）に所属する施設の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 施設は、その本来の用途又は目的を妨げない範囲で、次の各号に該当する場合に限り使用させることができる。

(1) 講義室等の一般施設の使用

- ア 官公庁の主催する試験又は講習会等
- イ 学校教育法に定める学校の入学試験
- ウ 学会等の教育的又は研究的行事
- エ その他使用目的が本学の施設を使用させるのに相当と認められるもの。

(2) 体育館、グラウンド等の体育施設の使用

- ア 協会、連盟等のアマチュアスポーツ団体又は社会体育団体が行う競技会若しくは行事
- イ 責任者の明らかな親睦、交歓を目的とする体育、スポーツ行事
- ウ その他使用目的が本学の施設を使用させるのに相当と認められるもの。

(使用許可の申請)

第3条 施設の使用許可を受けようとする者は、「施設使用許可申請書」（別紙様式1）を経理課長を経て、事務局長に提出するものとする。

2 経理課長は、前項の規定により提出のあった申請書について、前条に規定する使用基準に違反しないと認めたときは、その旨を付記し、事務局長に進達するものとする。

(使用許可)

第4条 事務局長は、前条第2項により進達のあった申請書を相当と認めたときは、使用許可に必要な条件を付して「施設使用許可書」（別紙様式2）を交付するものとする。

(使用許可の取り消し等)

第5条 事務局長は、次の各号に該当するときは使用許可を取り消すことがある。この場合において、使用者（使用を許可された者をいう。以下同じ。）のいかなる損害についてもその責を負わないものとする。

- (1) 指定した期日までに使用料を納付しないとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 本学において、当該施設を使用する必要が生じたとき。
- (4) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(使用の変更又は中止)

第6条 使用者は、使用日時等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、事前に経理課長を経て事務局長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 本学に所属する施設を使用させる場合は、本学教職員が関与する研究会又はレクリエーション等を除き、原則として有償とし、使用料は別に定めるものとする。

- 2 使用者は、前項の使用料を許可日から1週間以内に納付しなければならない。
- 3 既納の使用料は、原則として還付しない。

(経費の負担)

第8条 使用者は、光熱水費その他施設の使用に附帯する必要な経費を負担しなければならない。

(事故の責任)

第9条 使用者は、施設の使用中に生じた一切の事故について、その責を負わなければならない。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、施設の使用に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を許可された施設を他の者に転貸しないこと。
- (2) 使用を許可された施設を管理する部課の指示に従うこと。
- (3) 使用後は施設の火気、戸締まりの点検及び清掃を行うこと。
- (4) 施設又は物品を滅失し若しくは損傷したときは、速やかに弁償又は修復すること。
- (5) 使用を終えたときは、原状回復の上、施設を管理する部課の確認を受けること。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年 規程第28号)

この規程は、平成11年10月21日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則（平成14年 規程第25号）

この規程は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成20年 規程第13号）

この規程は、平成20年9月18日から施行する。

附 則（平成29年 規程第11号）

この規程は、平成29年6月29日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

施設使用許可申請書

受付番号 号

年 月 日

姫路獨協大学長 殿

申請者	氏名	印	役職名		
	住所			電話番号	
	使用団体名				使用人員
	使用責任者名				
使用目的					
参加費の徴収	無 ・ 有 (1人 / 1団体 につき 円)				
使用日時	令和 年 月 日 () から 日間 時 分 ~ 時 分 令和 年 月 日 () まで				
使用したい施設・設備等 その他希望事項	一般施設 ・ 体育施設	講義室 (大講義室・中講義室・小講義室) 体育館 野球場 ・ サッカー場 ・ 南グラウンド テニスコート (面) その他 ()			
	設備等	暖房・冷房			

上記のとおり、貴大学の施設を使用したく申請します。

使用に際しては、貴大学の定める規程及び許可条件を遵守することを誓約します。

使用料	振込 現金	施設使用料	空調費	設備管理費	ナイター使用料	その他	合計
		円	円	円	円	円	円

決裁 合議	事務局長	総務部長	総務部次長	経理課長	課長補佐	係長	処	受付	許可書発行日
	事務部長	事務次長	教務課長	課長補佐	係長	係	理	決裁日	料金受領日

(別紙様式2)

施設使用許可書

許可番号

号

申請者	氏名	印	役職名				
	住所			電話番号			
	使用団体名				使用 人員		
	使用責任者名					人	
使用目的							
使用日時	令和 年 月 日 () から 日間 時 分 ~ 時 分 令和 年 月 日 () まで						
使用したい 施設・設備 等その他 希望事項	一般施設	講義室 (大講義室・中講義室・小講義室) 体育館 野球場・サッカー場・南グラウンド					
	体育施設	テニスコート (面) その他 ()					
	設備等	暖房・冷房					
許可条件	施設の使用中に生じた一切の事故について、使用者がその責任を負うこと。 許可日から1週間以内に使用料を納付すること。 使用後は後片付け (ゴミの収集、グラウンドの整備等) を行うこと。						
使用料	振込 現金	施設使用料	空調費	設備管理費	ナイター使用料	その他	合計
		円	円	円	円	円	円

上記の施設の使用を許可します。

年 月 日

姫路獨協大学長